

福岡県立図書館種別資料収集細則

この細則は「福岡県立図書館資料収集方針」のうち「3 種別資料収集方針」の運用に当たって必要な事項を定める。

I 一般資料

(1) 図書

① 新刊図書・未所蔵の基本図書等

- ア 収集方針に則り全分野にわたり、一般に流通している出版物のみならず限定出版物・地方出版物・自費出版物等の出版情報や新聞・雑誌等の書評にも留意し、幅広く収集する。
- イ 全集、著作集、叢書等は重点的に収集する。
- ウ 未所蔵の明治以降の出版物は、市町村支援など、県立図書館として機能を果たす上で必要なものを収集する。
- エ 複製された図書については、資料的価値が高いものを収集する。
- オ 極めて高度な専門書は内容を厳選したものを収集する。
- カ 同一本が各種の形態で刊行される文芸作品等は、原則として単行本を収集する。
- キ 文庫本は、原則として文庫オリジナルで、且つ文学賞等受賞作品のものなどを厳選して収集する。
- ク 実用書については、内容を厳選し装丁が丈夫なものを収集する。
- ケ 青少年資料の収集については、以下の点に留意する。
 - a 青少年の精神的成長及び読書能力の個人差に留意し、幅広い視点から資料を選定する。
 - b 内容だけでなく形態も重視し、多様なメディアの特徴を認識しつつ収集する。
 - c 青少年が好む資料と青少年に推薦したい資料について、その類似点・関係性に着目して資料を収集する。
 - d 青少年の興味関心や好みは急速に変化するため、情報を十分に収集し、新鮮な蔵書を提供できるよう留意する。
 - e 進路選択の参考となる資料を収集する。
- コ 県内各種図書館活動支援及び振興のため、図書館関係資料を積極的に収集する。
- サ 漫画は、下記に掲げるものを厳選して収集する。
 - a 福岡県にゆかりのある作品や福岡県出身者の作品
 - b 日本の漫画史上重要とされる資料的価値の高い作品
 - c 手塚治虫文化賞など、全国規模の漫画賞受賞作品
 - d 重点収集資料に該当するコミックエッセイ
- シ 以下の資料は積極的に収集しないが、折々の出版状況を反映するベストセラーや、他に類書がないものは厳選して収集する。
 - a 疑似科学に関する本（占い、心霊現象、オカルト、U F O、超常現象等）

- b 効果の真偽が疑わしい医学書
 - c 芸能人等のファンブック
 - d 漫画・アニメの画集
 - e 資格試験や検定等の対策本
 - f ポルノ本
- ス 以下の資料は収集対象外とする。
- a 学習参考書
 - b 大学受験・採用試験等の問題集、各種教材
 - c 現在使用されている教科書、教師用指導書
 - d 書き込み式、切り取り式、塗り絵等の図書館での利用に適さない資料
 - e 廉価版（駅やコンビニ等で販売されている簡易な装丁の本）
 - f ゲームの攻略本
 - g 付録（CD-ROM、DVD等）が主体となっている資料又は個人利用を前提とした付録（雑貨、健康用品等）がついている資料
 - h 楽譜が主体となっている資料

② 参考図書

以下に掲げる参考図書を、各分野にわたって網羅的に収集する。

- ア 書誌（図書目録類、解題、索引）
- イ 年表
- ウ 辞典、事典
- エ 用語集、術語集
- オ 人名録、名鑑
- カ 便覧、ハンドブック、ポケットブック
- キ 諸表、図譜、図鑑、地図
- ク 年鑑、統計書、白書、報告書
- ケ 法令集、判例集
- コ 基本的参考図書
- サ 外国の政治、社会、文化、芸術、文学、産業等の基本図書
- シ 日本の文化や習慣等を紹介する資料

③ 外国語図書

外国語図書は英語を中心に、福岡県内の外国人在留者・留学生の動向に留意して、以下に掲げるものを厳選して収集する。

- ア 基本的参考図書
- イ 外国の政治、社会、文化、芸術、文学、産業等の基本図書
- ウ 日本の文化や習慣等を紹介する資料

④ 視聴覚資料

視聴覚資料は、原則として参考図書類を中心に収集する。

- ア 印刷媒体では補えない録音資料（CD、デージー図書等）や映像資料（DVD、ブルーレイディスク等）、マルチメディアデージー資料

イ マイクロフィルム資料

α 利用と保存の上で効率的なもの（新聞等）

β マイクロフィルム形態でしか入手できない資料（古文書、復刻雑誌等）

ウ CD-ROM、DVD、オンラインデータベース等のデジタル記録（情報）資料図書
の形で入手できないものや、利用上効率的なものを、ハード面（再生機器等）及びプリントアウト上の著作権を考慮して収集する。

(2) 逐次刊行物

① 新聞

ア 時事に関する資料として、利用価値のあるものを収集する。

イ 日本国内で刊行された代表的外国語新聞を収集する。

② 雑誌

各分野の基本的な雑誌、調査研究に資する専門的な国内雑誌を収集する。

新規購入雑誌の選定にあたっては、県内公共図書館等の分担保存協定や県内の公共及び
大学図書館の所蔵状況にも留意する。

(3) 行政資料

国の行政機関並びに九州各県の行政機関・主要都市の刊行物は、主要なものを収集する。

その他の県および自治体の刊行物については、その内容、資料的価値を考慮して収集に努める。

2 郷土資料

(1) 図書・雑誌・新聞等で、内容が福岡県に関するもの及び発行が福岡県内のは網羅的に収集する。

(2) 福岡県及び県の関係機関が発行した資料は、郷土行政資料として網羅的に収集する。

県内市町村が発行した資料は、統計書や要覧等の市町村の概要がわかる資料を中心に、必要に応じて収集する。

(3) 古文書、古記録、版本、刊本等は、古書店等を通して収集する。

(4) 個人、機関、団体等が所蔵する資料で、現物入手が困難な郷土資料は、複製物により収集する。

(5) 郷土に関する音声資料、映像資料は積極的に収集する。

3 子ども図書館資料

子ども図書館資料の収集細則については、別に定める。（「子ども図書館における購入基準（選書）について」）

4 読書に困難がある人のための資料

印刷された資料を利用することに困難がある人のために、以下の資料を収集する。

(1) 録音図書

音声による読書を目的とする録音図書を必要とする人のために、趣味、娯楽、教養、課題解決のための図書を選択し、ボランティア団体の協力により録音図書を製作する。

(2) 大活字図書

小さな文字が読みにくい人のために、大活字で出版される図書を収集する。

(3) その他の資料

マルチメディアデジタル図書やLLブック等、知的障がいや発達障がい等の障がいに応じた読みやすさが考慮された資料を収集する。

5 特別コレクション資料

映画資料は、映画配給会社等に寄贈を働きかけ、引き続き収集する。

附 則

この細則は、平成16年2月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成28年5月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成29年7月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和7年9月1日から適用する。